

海上自衛隊達第32号

無人航空機の飛行に関する訓令（平成27年防衛省訓令第54号）第13条の規定に基づき、無人航空機の飛行に関する達を次のように定める。

令和5年12月19日

海上幕僚長 海将 酒井 良

無人航空機の飛行に関する達

（通則）

第1条 海上自衛隊の使用する無人航空機の飛行に関しては、法令に別段の定めのある場合を除き、この達の定めるところによる。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「訓令」とは、無人航空機の飛行に関する訓令をいう。
- (2) 「防衛大臣直轄部隊等の長」とは、防衛大臣直轄部隊及び機関の長並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第2項により臨時に編成される特別の部隊の長をいう。
- (3) 「操縦」とは、無人航空機を遠隔操作により飛行させることをいう。
- (4) 「無人航空機操縦者」とは、無人航空機の操縦について必要な知識及び経験を有し、的確に実施できる者をいう。
- (5) 「訓練員」とは、無人航空機操縦者の指定を受けるために教育訓練中の者をいう。
- (6) 「操縦評価者」とは、訓練員に無人航空機の操縦を行わせる場合において、その操縦を監督し、及び評価する者をいう。

（法令に別段の定めのない場合の処置）

第3条 無人航空機を使用する者は、無人航空機の飛行に関し、法令又はこの達に定めのない事項については、航空機の航行の安全及び公共の安全を考慮して処置しなければならない。

（無人航空機操縦者等の指定）

第4条 無人航空機を使用する者は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の40第1項各号に掲げる無人航空機の種類ごとに、次の各号のいずれかに該当する者から無人航空機操縦者を指定するものとする。

- (1) 国土交通大臣が交付する無人航空機操縦者技能証明書を有している者
- (2) 別に示す無人航空機を製造する企業等が実施する所定の教育等を受けた者
- (3) 防衛大臣直轄部隊等の長又はその指定する者が定める知識及び実技の基準に達している者として無人航空機を使用する者が認めた者（訓令第5条第1項各号に掲げる空域（航空法施行規則第236条の71第1項第4号の緊急用務空

域を除く。)以外の空域を飛行させる場合に限る。)

- 2 無人航空機を使用する者は、前項第3号に該当する者として同項の規定による指定を行うために、訓練員に無人航空機の操縦を行なわせる場合には、自衛隊の施設内等(その上空を含む。)においてのみ、無人航空機を飛行させるとともに、同項各号のいずれかに該当する者から操縦評価者を指定するものとする。

(飛行の禁止空域における飛行)

第5条 無人航空機を使用する者は、訓令第5条第1項各号に掲げる空域において無人航空機を飛行させる場合は、所属する防衛大臣直轄部隊等の長に申請し、その許可を得るものとする。

- 2 前項の許可は、防衛大臣直轄部隊等の長がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めた場合に与えることができる。

(飛行の方法)

第6条 無人航空機を使用する者は、自衛隊の施設内等の上空以外において無人航空機の飛行を行わせる場合であつて、訓令第6条第2項各号に規定する飛行の方法によらない飛行を行なわせるときは、所属する防衛大臣直轄部隊等の長に申請し、その承認を得るものとする。

- 2 前項の承認は、防衛大臣直轄部隊等の長がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めた場合に与えることができる。

(特定飛行中の措置)

第7条 無人航空機を使用する者は、訓令第7条第1項の特定飛行を行わせる場合において当該特定飛行中の無人航空機の下に第三者の立入り等を確認したときは、同項の規定による必要な措置を講じさせなければならない。ただし、飛行経路の変更等を行うことにより安全を確保することが可能である場合は、飛行を継続することができる。

(特例)

第8条 前3条の規定は、自衛隊法第6章の規定に基づく行動その他の緊急を要する任務のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

第9条 無人航空機を使用する者は、海上自衛隊の使用する無人航空機の飛行に関し、この達の規定により難しいときは、この達の改正を順序を経て、海上幕僚長に上申することができる。

(権限の委任)

第10条 防衛大臣直轄部隊等の長は、第5条の許可及び第6条の承認に係る権限の一部を隷下の部隊等の長に委任する場合は、あらかじめ海上幕僚長の承認を得るものとする。

(委任規定)

第 11 条 この達に定めるもののほか、無人航空機の飛行に関し必要な事項は、防衛大臣直轄部隊等の長が定めることができる。

附 則

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。